

## 第4部

### 自然環境の現況と対策

第1章 野生植物の現況 .....	149
第2章 野生動物の現況 .....	151
第3章 自然環境保全地域等 .....	153
第4章 自然公園 .....	156
第5章 普及啓発及び調査 .....	161
第6章 鳥獣保護対策 .....	166
第7章 自然環境の健全利用 .....	171

# 第4部 自然環境の現況と対策

## 第1章 野生植物の現況

### 第1節 植生

本県の森林は日本の水平的森林植生帯の中で、本土最南部域の森林帯に位置づけられます。現存植生をみると、植林地の面積が大きく、原植生はわずかに内陸山地の一部、特別に保護された地域、神社の社叢、湿原や岩隙地などの特殊な環境の地域にみられるだけで、代償植生によって広い面積が占められています。

自然植生の垂直分布では、海拔約1,000mを境にして下部が暖温帯性常緑広葉樹林帯（ヤブツバキクラス域）、上部が温帯性夏緑広葉樹林帯（ブナクラス域）となっています。また、平地、海岸には、それぞれ特色のある植生が形成されています。

植生の分布をみると、スギとヒノキが多く全県下にみられますが、特に、県中・県南でスギとヒノキの植林率が高くなっています。

### 第2節 植物相

本県の野生維管束植物は2,435種117雑種といわれています（宮崎県版レッドデータブック）。

また、地理分布要素として、南方要素、中国中部要素、日本要素、中国東北部要素、北方要素などが認められ、ことにシダ植物では、圧倒的に南方要素が多くなっています。

### 第3節 貴重な植物

#### 1 特定植物群落

環境省は、植生の重要性の基準を8分類に分けて設定し、全国の都道府県に委託して、特定植物群落を選定しています。本県では、「高島のピロウ北限群落」等165件が選定されています。

#### 2 天然記念物

植物に関係した天然記念物では、国の特別天然記念物として「青島亜熱帯性植物群落」等3件、天然記念物として「ノカイドウの自生地」等28件が指定されています。また、県の天然記念物として「オニバス自生地」等17件が指定されています。

#### 3 絶滅危惧種

県が平成12年3月に発行した「宮崎県版レッドデータブック」には、維管束植物（種子植物、シダ植物）として絶滅のおそれのある種487種、それ以外の種として126種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧ⅠA類としてヒノタニリュウビンタイ等255種、ⅡB類としてスギラン等106種、絶滅危惧Ⅲ類としてマツバラ等126種です。

#### 4 宮崎県の固有種及び準固有種

地球上で本県にしかない植物（宮崎県固有種）は、キバナノツキヌキホトトギス等15種、分布圏を僅かに隣県境界域まで拡大したもの（宮崎県準固有種）はヒユウガトウキ等14種です。

#### 第4節 自然林と人工林

平成9年3月末現在の森林面積は589,840haで、県土面積の約76%を占め、全国の2.3%に当たり、非常に大きいものの、人工林が61.1%を占め、自然林は35.5%にすぎません。今後、残された自然林の保全が重要な課題です。

人工林での植林は、スギ、ヒノキなどの針葉樹林が93.0%と、圧倒的に大きな割合を占めています。

## 第2章 野生動物の現況

### 第1節 哺乳類

本県に生息する野生の哺乳類は、およそ36種が記録されています。イノシシ、タヌキ、アナグマ、ニホンザル、ニホンジカ、キツネなどはかなり広い範囲に分布しています。本県に生息する哺乳類のうち、ニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは天然記念物に指定されています。

また、県が平成12年3月に発行した「宮崎県版レッドデータブック」には、絶滅のおそれのある種として6種、それ以外の種として11種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 B類としてヒメヒミズ等3種、絶滅危惧類としてホンドモモンガ等3種です。

### 第2節 鳥類

本県内で生息又は記録のある鳥類は336種で、このうち、263種(78%)は渡り鳥とされています。また、鈴木・中島の論文(鈴木素直・中島義人「宮崎の野鳥」)には、本県内の野鳥62科319種の目録が示されています。

1981年から1985年にかけて、夏期と冬期に県北・県中・県南において本県が実施した調査では、104種の野鳥が観察されており、このうち、個体数が非常に多かったのはヒヨドリ、ホオジロ、ウグイスなどで、その他ではコジュケイ、キジバト、コゲラ、ツバメ等が多く観察されています。

前述の本県の野鳥目録の中で、「宮崎県版レッドデータブック」には、絶滅のおそれのある種として23種、それ以外の種34種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 A類としてクロツラヘラサギ等3種、絶滅危惧 B類としてツクシガモ等7種、絶滅危惧類としてミゾゴイ等13種です。

### 第3節 両生類・は虫類

本県内でこれまでに観察・記録されている両生類は、サンショウウオ類6種、イモリ類1種、カエル類12種、は虫類は、カメ類8種、トカゲ・ヘビ類15種です。

この中で、サンショウウオについては、ブチサンショウウオが県内の最優占種で、山間部において生息しているものは大方本種です。また、カメ類は、海産のカメ類が多く記録されており、特に、宮崎市周辺海岸はアカウミガメの産卵地として著名で、佐土原町、新富町、高鍋町、延岡市、日南市の海岸を含めて県の天然記念物に指定されています。

この中で、「宮崎県版レッドデータブック」には、絶滅のおそれのある種として7種、それ以外の種として9種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 B類としてオオイタサンショウウオ等3種、絶滅危惧類としてアオウミガメ等の4種です。

### 第4節 汽水・淡水魚類

本県で観察・記録された汽水・淡水魚類は54種です。

この中で、「宮崎県版レッドデータブック」には、絶滅のおそれのある種として4種、それ以外

の種として6種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 A類としてアリアケギバチの1種、絶滅危惧 類としてメダカ等の3種です。

#### 第5節 昆虫類

環境省は、1978年の「第2回自然環境保全基礎調査動物調査」で、「指標昆虫」10種と「特定昆虫」90種の本県内の生息状況を調査しています。その結果、本県内で指標昆虫7種（ムカシトンボ、ムカシヤンマ、ハッチョウトンボ、タガメ、ハルゼミ、オオムラサキ、ゲンジボタル）及び特定昆虫88種の生息が確認されています。（オオハラビロトンボとスジボソヤマキチョウの2種は生息なし。）

また、「宮崎県版レッドデータブック」には、絶滅のおそれのある種として55種、それ以外の種として242種が掲載されています。

掲載された絶滅のおそれのある種の内訳は、絶滅危惧 A類としてスジボソヤマキチョウ等10種、絶滅危惧 B類としてグンバイトンボ等9種、絶滅危惧 類としてヨドシロヘリハンミョウ等36種です。

## 第3章 自然環境保全地域等

### 第1節 自然環境保全地域の現況と対策

本県内に存在する美しく豊かな自然を保護し、これを次の世代に引継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。

このような認識のもとに、本県では、昭和48年3月に「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」が制定され、この条例に基づき自然環境保全地域及び緑地環境保全地域を指定することにより、本県のすぐれた自然環境の保護と創出を図ることとしました。

自然環境保全地域の指定は、すぐれた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸、湖沼及び河川、貴重な植物の自生地、野生動物の生息地等でその自然環境がすぐれた状態で、一定面積をもった地域について、県土の保全、農林漁業等地域住民の生業の安定、福祉の向上、資源の長期的確保等の諸条件を考慮しながら行うこととしており、平成14年3月末現在、表4-3-1のとおり、檜葉自然環境保全地域及び掃部岳北部自然環境保全地域の2か所が指定されており、両地域にそれぞれ1名の自然保護指導員を配置して、地域の保全に必要な監視、立入者に対する指導等を行うとともに、標識の設置等保全事業を実施しています。

表4-3-1 自然環境保全地域の概要

(平成14年3月末現在)

地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全すべき自然環境の特質	指定要件
宮崎県檜葉自然環境保全地域	宮崎県東臼杵郡南郷村大字渡川字檜葉	国有地 119.87	51.12.21	<p>本地域は、三方岳の南部に位置する海拔700～1,300mの区域で、樹齢150～400年に及ぶ原生樹林が形成されています。</p> <p>その植生は、ブナ、カシ類、モミ、ツガ林、ケヤキ等の多くの樹種が混生し、すぐれた天然林となっており、野生動物は獣類、鳥類、昆虫類が生息し、地域内には白水滝等いくつかの滝があり、これらの滝を囲む自然の景観、多様な渓谷と原生林が一体となった自然環境を形成しています。</p>	すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域及び地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域並びにこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域
宮崎県掃部岳北部自然環境保全地域	宮崎県児湯郡西米良村大字横野字源治小屋	国有地 64.10	51.12.21	<p>本地域は、掃部岳の北西部に位置する海拔720～1,170mの区域で樹齢150～300年に及ぶ原生樹林が形成されています。</p> <p>その植生は、カシ類、ケヤキ、シキミ等が混生し、シダ類の垂直分布がみられるすぐれた天然林であり、野生動物は、シカ、ヤイロチョウ、クマタカの繁殖地となっており、動植物学上きわめて貴重な地域となっています。</p>	すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域

## 第2節 緑地環境保全地域の現況と対策

緑地環境保全地域の指定は、都市周辺における自然環境の保護と創出を図るために必要な樹林地、池沼、丘陵、河川又は海岸の区域若しくはその地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となって良好な自然環境を形成している地域について、地域住民の生業の安定、福祉の向上等自然的・社会的諸条件を配慮しながら行うこととしています。

指定状況は、表4-3-2のとおり4か所を指定しており、各地域にそれぞれ1名の自然保護指導員を配置して、地域の保全に必要な監視、立入者に対する指導等を行っています。

表4-3-2 緑地環境保全地域の概要

(平成14年3月末現在)

地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全すべき特質	指定要件
森谷観音 緑地環境 保全地域	東臼杵郡北川 町大字長井字 青須田	民有地 5.45	51.6.22	観音滝、観音堂とこれを取りまく 自然林が一体となって、良好な自然 環境を形成しています。	歴史的資産 と自然環境
大斗滝緑 地環境保 全地域	東臼杵郡西郷 村大字小原字 山の越・落の 尾	民有地 5.01	51.6.22	大斗滝を中心として、上・下流の渓 谷美とこれらを含む樹齢50～200 年の自然林が一体となって自然環 境を形成しています。	自然環境
三之宮峽 緑地環境 保全地域	小林市大字東 方字野首・橋 満・平才原	民有地 6.18	53.3.31	四季を通じて水量豊富な浜ノ瀬川 にある甌穴、奇岩に富んだ渓谷と 周囲のシイ、カシ樹林が一体とな ってすぐれた自然環境を形成して います。	同上
長谷観音 緑地環境 保全地域	西都市大字三 納字尾田所	民有地 4.72	57.4.23	樹齢200～300年生のシイ、カシ類 の広葉樹林が長谷寺を囲む地域で 歴史的文化的資産と一体となって 良好な自然環境を形成していま す。	歴史的資産 と自然環境

## 第3節 緑地保全樹木の現況

本県には、由緒由来のある樹木や地域住民に親しまれてきた樹木が数多く存在しますが、これらの樹木は、その地域の良好な自然環境を維持する上で必要なものであり、次代の県民に引き継いでいかなければなりません。

このため県では、「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、これらの樹木を緑地保全樹木として指定し保全を図ることとし、昭和54年3月13日宮崎県自然環境保全審議会の答申を得て、同年4月、単木14本、樹木の集団2か所を指定しました(表4-3-3)。

緑地保全樹木の指定要件は次のとおりです。

- 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
- 高さが15m以上の樹木
- 高さが3m以上の株立した樹木
- 枝葉の面積が30㎡以上の攀登性樹木
- その存する土地の面積が500㎡以上の樹木の集団
- 長さが30m以上のいけがき

表 4 - 3 - 3 緑地保全樹木一覧表

番 号	樹 種 名 (名 称)	樹高 (m)	幹周囲 (m)	樹木集 団面積	指 定 年 月 日	所 在 地
1	オガタマノキ	22.0	4.30		54.4.13	東白杵郡北方町巳1,65502
2	小原井神社境内 の 樹 木			5,000	"	東白杵郡諸塚村大字七ツ山 小原井神社
3	スギ 3 本 (矢村スギ)	30.0 35.0 35.0	4.0 5.8 6.0		"	" " " 矢村神社
4	ア カ マ ツ (千代松)	20.0	3.75		"	東白杵郡諸塚村大字家代池の窪
5	ヤブツバキ (小弘のツバキ)	15.0	2.60		"	" " " 字小弘5,455
6	ナ ギ	20.0	3.70		"	東白杵郡北郷村大字宇納間字八重
7	イチイガシ	25.0	3.30		"	えびの市大字水流58
8	ムクノキ	30.0	5.50		"	東諸県郡国富町大字木脇1,095
9	クロガネモチ	17.0	2.50		"	" 高岡町五町354
10	イチヨウ	25.0	4.20		"	西諸県郡高原町大字後川内3,017
11	ハルニレ	22.0	4.70		"	北諸県郡高崎町大字江平3,814-2
12	ア コ ウ (大島のアコウ)	10.0	5.07		"	南那珂郡南郷町大字中村乙7,981
13	ア コ ウ (大島のアコウ)	16.0	5.44		"	" " "
14	モ ミ (将軍社のモミ)	30.0	3.53		"	串間市大字奈留字植松
15	サザンカ	8.0	2.30		"	" 大字大東白坂
16	勿体岡のシイ林			1,200	"	" 大字西方8,607



## 第4章 自然公園

### 第1節 自然公園の現況

国立公園は我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地として、また、国定公園は国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地として、いずれも県の内外を問わず多くの人々に利用され、県立自然公園は県内にあるすぐれた自然の風景地として県民の利用に供されるものであり、自然環境保全法及び宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例と相まって、自然環境保全の基本理念にのっとり、一層適正な保護と利用の推進を図ることが必要とされるところです。

現在、霧島屋久国立公園のほか、日南海岸、祖母傾、日豊海岸、九州中央山地の各国定公園及び祖母傾ほか5か所の県立自然公園が指定されており、その陸域の総面積は91,784haで、県土の面積の11.9%です。また、日南海岸国定公園及び日豊海岸国定公園の2公園に12地区105haの海中公園地区が指定されています。

表4-4-1 自然公園の地域別面積 (平成14年(全国は13年)3月末現在)

区分	宮崎県					全国					
	特別保護地区	特別地域	普通地域	計	県土面積比	特別保護地区	特別地域	普通地域	計	国土面積比	
	ha	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha	ha	%	
陸域	国立公園	1,564	3,666	7,641	12,871	1.66	269,300	1,192,185	589,694	2,051,179	5.43
	国定公園	415	29,770	1,783	31,968	4.13	66,487	1,183,553	93,215	1,343,255	3.55
	県立自然公園	-	920	46,025	46,945	6.07	-	699,635	1,258,097	1,957,732	5.18
	小計	1,979	34,356	55,449	91,784	11.87	335,787	3,075,373	1,941,006	5,352,166	14.16
海中公園地区	国立公園 0					国立公園	11公園	32地区	1,164ha		
	国定公園 2公園 12地区 105ha					国定公園	14公園	31地区	1,385ha		
	小計 2公園 12地区 105ha					小計	25公園	63地区	2,549ha		
計	91,889ha					5,352,166ha					

表4-4-2 自然公園の状況

(平成14年3月末現在)

公園名		関係市町村	面積(ha)	指定年月日	特徴	
陸 域	国 定 公 園	霧島屋久国立公園	えびの市、小林市、 都城市、高原町	12,871	昭和 9. 3.16	23座の集成火山、暖帯多雨 林、ミヤマキリシマの大群 落、えびの高原、池めぐり
		日南海岸	宮崎市、日南市、 串間市、南郷町	3,503	30. 6. 1	臨海景勝亜熱帯植物を含む 南国的景観、こどものくに、 青島、堀切峠、サボテンハ ーブ園、鶴戸神宮、幸島の 野生猿、都井岬の野生馬、 海中公園
		祖母傾	延岡市、北川町、 北方町、日之影町、 高千穂町、五ヶ瀬町	11,760	40. 3.25	自然林、神話伝説発祥の地 国見ヶ丘、祖母山、傾山、 大崩山、祝子川溪谷
		日豊海岸	延岡市、日向市、 北川町、門川町、 北浦町	4,224	49. 2.15	半島、湾入、島々の続くリ アス式海岸及び海浜植物群 落、海中公園地区
		九州中央山地	須木村、綾町、西米 良村、椎葉村、五ヶ 瀬町	12,481	57. 5.15	原生林のすぐれた自然景観 と豊かな動植物、歴史的 文化資源
	小計	4か所	31,968			
	県 立 自 然 公 園	尾鈴	都農町、川南町、 木城町	13,301	33. 9. 1	自然林、溪谷と瀑布群、矢 研の滝
		西都原杉安峡	西都市	745	"	日本最大の古墳群、溪谷と 紅葉
		母智丘関之尾	都城市	560	"	母智丘の桜、関之尾の滝、 おう穴
		祖母傾	延岡市、北川町、 北方町、高千穂町、 日之影町	26,970	"	自然林と動植物群の分布、 神話伝説の発祥地
		わかづか	宮崎市、田野町、 三股町、山之口町、 北郷町	4,701	36. 3.31	山頂展望、溪谷、猪八重の 滝
		矢岳高原	えびの市	668	41.12.24	矢岳高原より霧島火山群の 展望
		小計	6か所	46,945		
		計	11か所	91,784		
	海 域 公 園	国定公園	日南市、串間市、 南郷町	6地区 56	45. 7. 1	起伏に富む岩礁地帯の海中 公園
日豊海岸		延岡市、北浦町	6地区 49	49. 2.15	大規模なテーブルサンゴ等 の海中公園	
小計			12地区 105			
計			91,889			

## 第2節 自然公園の保護と施設の整備

自然公園にあっては、自然公園の優れた風致景観を保護するため、その区域に特別地域、特別保護地区及び海中公園地区を指定し、当該地域地区内における風致景観を損うおそれのある一定の行為については、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければしてはならないことになっています。

また、その他の普通地域においても、一定の行為について都道府県知事に対し、届け出なければなりません。

このような規制行為についての知事に対する許可、届出件数の処理状況は、表4-4-3のとおりです。

表4-4-3 自然公園内における許可、届出件数（平成13年度）

区 分	工作物の新・改・増築		広 告 物 設 置		土 地 形 状 変 更		木竹の 伐 採	土 石 の 採 取		動植物 物の捕 獲採取	そ の 他		計	
	許可	届出	許可	届出	許可	届出	許可	許可	届出	許 可	届出	許可	届出	
国立公園	5	1	1	-	-	2	-	-	-	-	-	6	3	
国定公園	35	1	-	1	5	1	1	-	-	3	-	44	3	
県 立 自然公園	6	2	1	1	1	-	-	-	4	-	-	8	7	
計	46	4	2	2	6	3	1	-	4	3	-	58	13	

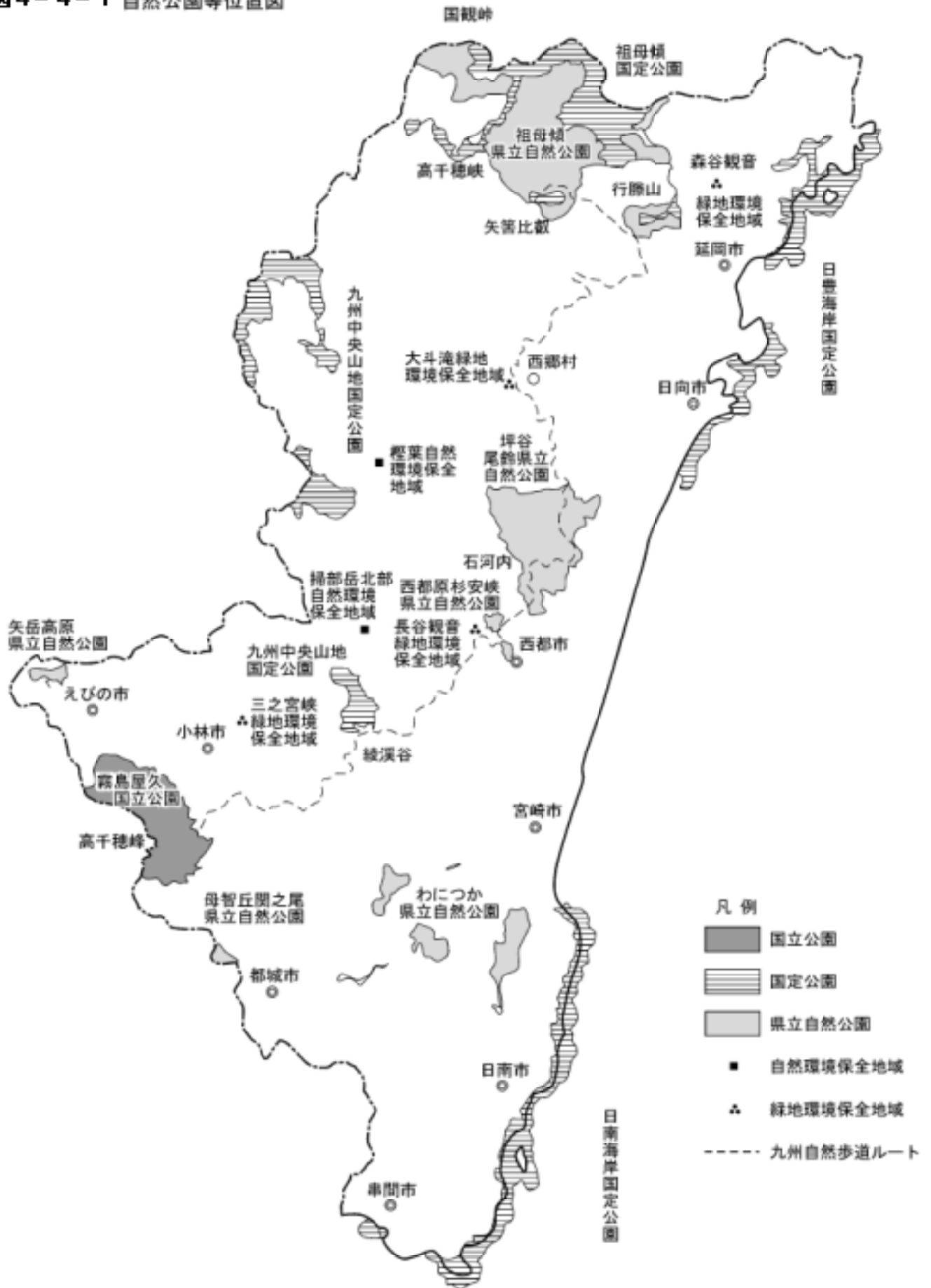
自然公園に関する公共施設の整備については施行委任（直轄）事業、国庫補助事業、県費単独事業、市町村に対する県費補助事業等の制度があり、国・県・市町村により執行されていますが、国及び地方公共団体以外の者についても、環境大臣又は知事の認可を受けて公園事業の一部を執行することができます。

平成13年度の自然公園施設整備状況は、表4-4-4のとおりです。

表4-4-4 自然公園施設整備状況（平成13年度）

事業費等 公園別等		事業費 (千円)	概 要	備 考
国立・ 国定公 園等	県 事 業	145,530	霧島屋久国立公園内において霧島縦走線歩道及び池めぐり歩道の整備を行いました。 また、日南海岸国定公園内において園地等の再整備を実施しました。	直轄事業 90,000 国庫補助事業 50,000 県単独事業 5,530 国庫補助（1/2以内）
	市 町 村 事 業	30,430	2市町に対し補助金を交付し、トイレの整備を実施しました。	県単補助 12,450
県立自 然公園	市 町 村 事 業	73,267	6市町に対し補助金を交付し、歩道・トイレ等の整備を実施しました。	県単補助（1/2以内） 27,550
九州自 然歩道	県 事 業	91,879	高千穂コース、大斗コース等において、歩道の整備及び標識の設置を実施しました。	国庫補助事業 90,000 県単独事業 1,879 国庫補助（1/2, 1/3）
計		341,106		

図4-4-1 自然公園等位置図



### 第3節 自然公園の利用

本県の美しい景観を形づくる山岳、海岸等の自然資源を保護し、魅力ある野外レクリエーションや憩いの場として活用を図るため、自然公園内の施設整備に努めています。

自然公園の利用状況は、表4-4-5のとおりです。

表4-4-5 自然公園の利用状況

#### (1) 公園利用者数

(単位：千人)

年 別 公園別	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
国立公園	1,163	1,191	1,121	1,178	1,244
国定公園	5,970	5,978	5,625	5,446	5,158
県立自然公園	1,800	1,899	1,762	1,775	1,896
計	8,933	9,068	8,508	8,399	8,298

#### (2) 公園地区別利用者数

(単位：千人)

公園名	地区名	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
霧島屋久国立公園	えびの	872	863	852	870	888
	御池	133	143	101	125	123
	その他	158	185	168	183	233
	計	1,163	1,191	1,121	1,178	1,244
日南海岸国定公園	青島	1,784	1,699	1,607	1,652	1,516
	鶴戸	720	703	701	697	675
	都井岬	339	348	314	207	209
	その他	602	454	420	322	302
	計	3,445	3,204	3,042	2,878	2,702
日豊海岸国定公園	北浦	134	161	170	191	199
	須美江	414	594	531	479	389
	伊勢ヶ浜	212	208	216	230	235
	金ヶ浜	55	46	56	60	87
	その他	349	345	305	252	80
	計	1,164	1,354	1,278	1,212	990
祖母傾国定公園 (祖母傾県立自然公園を含む)	行藤山	36	29	32	31	33
	丹助岳	1	1	1	1	1
	高千穂峽	1,024	1,089	1,033	1,078	1,151
	その他	55	53	27	33	81
	計	1,116	1,172	1,093	1,143	1,266
九州中央山地国定公園	市房	3	3	3	3	3
	綾	238	240	204	206	193
	その他	4	5	5	4	4
	計	245	248	212	213	200
尾鈴県立自然公園	矢研の滝	41	40	37	40	38
	川原	33	38	33	38	43
	その他	1	1	1	-	-
	計	75	79	71	78	81
西都原杉安峡県立自然公園	西都原杉安峡	1,043	1,057	986	907	911
母智丘関之尾県立自然公園	母智丘関之尾	383	469	394	441	427
わにか県立自然公園	青井岳	66	66	94	105	109
	猪八重溪谷	1	1	1	2	1
	加江田溪谷	98	100	95	108	120
	わにか山	22	22	20	21	22
	その他	71	70	68	79	191
計	258	259	278	315	443	
矢岳高原県立自然公園	矢岳	41	35	33	34	34

# 第5章 普及啓発及び調査

## 第1節 自然保護の普及啓発

### 1 自然保護推進員

自然環境の保護と創出を十分に図るためには、県民一人ひとりが保護と創出の精神を身につけ、推進していくことが何よりも大切です。

このような考えのもとに、昭和47年9月に「自然保護推進員設置要綱」を定め、県内に居住し、自然保護について理解と熱意を有する15才以上の者が、自然保護推進員として本県の自然保護推進の核となって、自然環境の保護と創出を推し進めています。さらにこの制度の積極的な推進を図るため、昭和48年3月に制定した「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」に盛り込みました。

現在、第13期の自然保護推進員がそれぞれの地域で活動しています。

自然保護推進員の役割として、次に掲げることを期待しています。

自然に対するプリザーバー（保護を推進する人）として、自然のよき理解者となる。

自然に関するカウンセラー（相談を受ける人）として、自然保護に関し、地域住民のよき相談相手となる。

自然についてのアドバイザー（助言する人）として、かくれているすぐれた自然の発見、紹介、自然の保護、創出等について助言する。

自然保護推進員がこれらの役割を十分果たせるよう、自然保護に関する正しい情報を提供するために、平成10年度より従来の環境情報に加えて、新たに自然保護に関する情報を盛り込んだ環境情報誌「環境ひむか」を作成し、自然保護推進員に配付することで、自然保護思想の普及啓発に努めています。

「環境ひむか」の内容（自然保護に関して）

発行月	発行号	内 容
4月	44号	渓流に住む魚たち 自然保護推進員インタビュー
6月	45号	巨樹・巨木 自然保護推進員インタビュー
9月	46号	黄色い侵入者セイタカアワダチソウ 自然保護推進員インタビュー
12月	47号	宮崎にやってくる渡り鳥たち 自然保護推進員インタビュー

## 2 緑化運動の推進

### (1) 県民緑化推進運動

平成13年県民緑化推進運動は、「あなたです 緑と野鳥<sup>ことり</sup>の育て親」をテーマに、13年3月1日から13年5月31日までを「県民緑化推進運動強調期間」と定め、みどり豊かな住みよい郷土づくりを目指し、県民参加の植樹行事、緑の募金運動等を展開しました。

#### 街頭キャンペーンの実施

県民緑化推進運動強調期間の開始に当たって2月28日に、宮崎市山形屋デパート前において、実のなる苗木 500本の配布及び緑の募金活動を行いました。

#### 緑の募金運動

県緑化推進機構、各地区・市町村みどり推進会議、みどりの少年団、協賛・支援団体等関係機関の協力のもとに、普及啓発活動と併せて緑の募金活動を行い、4,494万円の実績がありました。

#### 宮崎県の「みどりの日」記念行事

「宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例」で定められた「みどりの日」（4月8日）に、宮崎駅前を実のなる苗木 500本を配布し、自然保護意識の街頭啓発を行いました。

#### 県民参加による森林づくりの推進

森林の持つ公益的機能やみどりの重要性について、県民への一層の理解を深めるため、ボランティアによる下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備や苗木の養成など、県民参加による森林づくりを進めました。

#### 緑化功労者表彰等

県民の緑化意識の向上を図り、みどり豊かな生活環境づくりに資するため、緑化功労者及び学校環境緑化優秀校の表彰を行いました。

#### 「植木市と樹木医による緑化相談」の開催

4月23日から24日にかけて、県庁前楠並木通りにおいて、春の植木市を開催するとともに、樹木医による緑化相談を開設し、家庭緑化の普及と緑化意識の高揚に努めました。

### (2) みどりの少年団の育成

緑と親しみ、緑を愛し、守り育てる活動を通じて、自然を愛し、人を愛し自らの社会を愛する心豊かな少年少女を育てるため、みどりの少年団に対してそれぞれ活動費を補助するとともに、宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森において、7月21日から22日にかけて、各団の指導者及び少年団員を対象にした総合研修を実施しました。

なお、宮崎県みどりの少年団結成状況は、表4-5-1のとおりです。

表4-5-1 宮崎県みどりの少年団結成状況

(平成14年3月末日現在)

地域名	市町村名	団名	中心母体	認定年度	結成年月日	団員数
西臼杵	五ヶ瀬町	三ヶ所みどりの少年団	三ヶ所小学校	S 50	S 50. 4. 21	21
	高千穂町	高千穂 "	高千穂 "	S 49	S 50. 1. 11	12
	日之影町	八戸小 "	八戸 "	H 5	H 5. 8. 8	44
東臼杵	延岡市	川島小みどりの少年団	川島小学校	S 50	S 50. 8. 12	7
	"	港小 "	港 "	S 59	S 59. 9. 27	20
	"	東海東小 "	東海東 "	H 6	H 6. 5. 24	21
	日向市	大王谷小 "	大王谷 "	S 53	S 53. 3. 29	11
	"	幸脇小 "	幸脇 "	S 58	S 58. 7. 21	28
	東郷町	福瀬小 "	福瀬 "	H 5	H 6. 3. 9	16
	西北郷村	田代小 "	田代 "	H 4	H 4. 10. 31	22
	"	城小 "	城 "	H 10	H 9. 12. 1	28
	"	上鹿川小 "	上鹿川 "	H 10	H 10. 1. 28	10
	"	三桧小 "	三桧 "	H 10	H 9. 12. 20	23
	"	美々地小 "	美々地 "	H 10	H 9. 12. 1	16
	"	北方小 "	北方中 "	H 11	H 10. 5. 1	73
	"	北方中 "	北方中 "	H 11	H 10. 5. 1	59
	"	下鹿川小 "	下鹿川小学校	H 11	H 10. 4. 1	3
諸塚村	諸塚小 "	諸塚 "	H 元	H 元. 9. 22	34	
椎葉村	尾向小 "	尾向 "	H 2	H 2. 7. 19	21	
南郷村	神門小 "	神門 "	H 4	H 4. 7. 10	45	
児湯	木城町	石河内みどりの少年団	石河内小学校	S 51	S 51. 7. 21	13
	都農町	都農小 "	都農 "	S 53	S 53. 5. 11	10
	西米良村	村所小 "	村所 "	H 元	H 元. 4. 1	60
	西都市	穂北小 "	穂北 "	H 4	H 4. 10. 1	47
	"	茶臼原小 "	茶臼原 "	S 59	S 59. 7. 28	30
中部	宮崎市	東大宮小みどりの少年団	東大宮小学校	S 52	S 52. 10. 19	33
	"	木花小 "	木花 "	S 60	S 60. 2. 17	12
	"	鏡洲小 "	鏡洲 "	H 3	H 3. 5. 1	38
	"	学園木花台小 "	学園木花台 "	H 6	H 6. 11. 1	15
	高岡町	高岡中 "	高岡中学校	S 50	S 50. 6. 9	28
	"	高岡小 "	高岡小学校	H 7	H 8. 3. 12	16
	"	穆佐小 "	穆佐 "	H 7	H 8. 3. 25	17
	綾町	上畑小 "	地域 "	S 51	S 51. 8. 10	20
	"	北麓小 "	地域 "	H 5	H 5. 7. 1	18
	国富町	深年小 "	深年小学校	H 7	H 8. 2. 1	19
	清武町	清武小 "	清武 "	S 60	S 60. 8. 17	22
	"	加納小 "	加納 "	H 4	H 4. 2. 20	31
	"	大久保小 "	大久保 "	H 9	H 9. 5. 30	14
田野町	皆夢小 "	七野 "	S 60	S 60. 9. 7	88	
佐土原町	那珂子小 "	那珂 "	H 8	H 9. 2. 1	40	
西諸県	小林市	加神みどりの少年団	加神子供会	S 50	S 50. 8. 28	12
	"	幸ヶ丘小 "	幸ヶ丘小学校	S 60	S 61. 1. 17	27
	高原町	狭野小 "	狭野 "	S 58	S 58. 7. 11	32
	"	後川内小 "	後川内 "	S 60	S 60. 7. 16	21
	えびの市	きりしま小 "	麓子供育成会	S 59	S 60. 2. 2	3
	"	西郷小 "	地域 "	S 60	S 60. 6. 1	29
	須木村	鳥田中 "	鳥田町小学校	S 60	S 60. 5. 18	33
野尻町	紙屋中 "	紙屋中学校	S 60	S 60. 9. 22	44	
北諸県	高崎町	笛水みどりの少年団	笛水中学校	S 50	S 50. 9. 20	10
	三股町	勝岡小 "	勝岡小学校	S 52	S 52. 7. 29	33
	山田町	山田小 "	山田 "	S 51	S 51. 6. 29	28
	都城市	沖水小 "	沖水 "	S 60	S 58. 7. 25	9
	"	大川小 "	大王 "	S 63	S 63. 4. 1	20
	"	王東小 "	王東 "	H 9	H 9. 11. 20	16
	高山町	四家小 "	四家 "	S 60	S 60. 7. 1	10
	山之口町	麓小 "	地域 "	H 4	H 4. 5. 1	18
南那珂	南郷町	榎原みどりの少年団	下溝子供会	S 52	S 52. 1. 18	22
	日南市	酒谷小 "	酒谷小学校	S 52	S 52. 1. 20	25
	"	吉野方小 "	吉野方 "	S 60	S 60. 7. 19	10
	"	所小 "	地域 "	S 63	S 63. 11. 27	21
	"	大窪小 "	大窪小学校	H 3	H 3. 4. 1	11
	北郷町	北郷小 "	地域 "	S 58	S 58. 10. 1	20
串間市	都井小 "	都井小学校	S 51	S 50. 11. 1	25	
合計		63 団				1,553



## 第2節 野生動植物調査

「自然環境保全法」や「宮崎県の自然環境の保護と創出に関する条例」に基づき、自然環境の現況を把握するとともに、その解析を行い、自然環境の保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として調査を実施しています。

### 1 自然環境保全基礎調査

環境省では、自然環境保全法の制定に伴い、昭和48年度から自然環境保全基礎調査を都道府県委託事業等として実施しています。この調査は、一般に「緑の国勢調査」といわれ、おおむね5年ごとに自然環境の現況や改変状況を把握し、自然環境の保全を進めるための基礎資料を整備することを目的としています。

平成13年度は、平成12年度に引き続き哺乳類（キツネ・タヌキ・アナグマ等）についての分布概況及びそれに関する資料を把握するための調査を実施しました。

表4-5-2 自然環境保全基礎調査

	調査年度	調査内容等
第1回	48	植生調査
第2回	53	植生調査、特定植物群落調査
	54	海岸調査、海域生物調査、海域環境調査 動物分布調査、陸水域関係調査
第3回	58	植生調査
	59	動植物分布調査、植生調査、海岸調査
	60	植生調査、特定植物群落調査、河川調査、湖沼調査
	61	植生調査、特定植物群落調査、自然景観資源調査
	62	自然景観資源調査
第4回	63	巨樹・巨木林調査
	元年	海域生物環境調査
	2	海域生物環境調査、動植物分布調査
	3	湖沼調査、動植物分布調査
	4	植生調査、河川調査
第5回	5	湿地調査、動植物分布調査、海岸調査
	6	生物多様性調査（種の多様性調査）
	7	生物多様性調査（種の多様性調査）
	8	生物多様性調査（種の多様性調査）、海辺調査
	9	生物多様性調査（種の多様性調査）、植生調査、特定植物群落調査
	10	生物多様性調査（種の多様性調査）、特定植物群落調査 河川調査、海棲動物調査（ウミガメ生息調査）
	11	生物多様性調査（種の多様性調査）
第6回	12	生物多様性調査（種の多様性調査）哺乳類分布調査
	13	生物多様性調査（種の多様性調査）哺乳類分布調査

## 2 野生鳥獣生息調査

野生鳥獣の適正な保護と増殖を図るとともに、生息環境を保全するための基礎資料として、昭和47年度から生息分布調査を実施しています。

表4 - 5 - 3 野生鳥獣とその生息分布調査

調査年度	調査内容等
昭和62年度	市町村別野生鳥獣生息分布調査（ブッポウソウ、イノシシ、シカ）
昭和63年度	指定鳥獣等保護調査（門川町）（カンムリウミスズメ、カラスバト） 野猿生息調査
平成2年度	野生鳥獣生息分布調査（イノシシ、オスジカ、ヒバリ、等15種）
平成3年度	野生鳥獣生息分布調査（メジロ、ウグイス、ニホンキジ等15種）
平成4年度	野生鳥獣生息分布調査（ホオジロ、キジバト、ノウサギ等15種）
平成5年度	野生鳥獣生息分布調査（コジュケイ、ウズラ、ゴイサギ等15種）
平成6年度	野生鳥獣生息分布調査（メジロ、アカヤマドリ、ノウサギ等15種）
平成7年度	野生鳥獣生息分布調査（イノシシ、シカ、タヌキ等5種）
平成8年度	野生鳥獣生息分布調査（猛禽類、コシジロヤマドリ等10種）
平成9年度	野生鳥獣生息分布調査（コアジサシ、フクロウ、カラスバト等16種）
平成10年度	野生鳥獣生息分布調査（キツネ、タヌキ、イタチ、テン等8種）
平成11年度	野生鳥獣生息分布調査（イヌワシ生息調査）
平成12年度	野生鳥獣生息分布調査（イヌワシ生息調査）
平成13年度	野生鳥獣生息分布調査（イヌワシ生息調査）

# 第6章 鳥獣保護対策

## 第1節 鳥獣保護対策の概要

野生鳥獣の保護を図るためには、その捕獲を禁止又は制限し、違法な捕獲を取り締まるとともに、その生息に悪影響を及ぼす行為は規制していくことなどが必要です。

このため、県においては、鳥獣保護区及び特別保護地区における制限の強化、並びに狩猟違反に対する取締りの強化等により、鳥獣保護施策の推進を図るとともに、平成13年度においては第8次鳥獣保護事業計画に基づき鳥獣保護区の設定、期間更新、休猟区の設定、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想の普及啓発、野鳥の森の維持管理等を行いました。

## 第2節 鳥獣保護区の設定等

### 1 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖を図るため設定するもので、国設鳥獣保護区と県設鳥獣保護区があります。いずれも20年以内の存続期間を定めて設定するもので、区域内においては鳥獣の捕獲が禁止されるとともに、鳥獣の生育及び繁殖に必要な営巣、給水、給餌施設の設置等の保護施策を講じる場合、所有者等に受忍義務が生じます。

また、鳥獣保護区内において、特に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場所については、特別保護地区を指定し、立木の伐採及び工作物の設置の制限等を行っています。

鳥獣保護区には、森林鳥獣生息地、渡り鳥等の集団渡来地、集団繁殖地等があります。

鳥獣保護区の設定及び存続期間の更新については、野生鳥獣の保護の必要性や農林作物への影響を十分に検討することとしています。

### 2 休 猟 区

休猟区は、狩猟鳥獣の自然繁殖を促進し、狩猟の持続化を図るため、原則として3年間狩猟を禁止するものであり、計画的に設定することとしています。

平成13年度には26か所、28,877haを設定しました。

### 3 銃 猟 禁 止 区 域

銃猟禁止区域は、人身に対する危険防止の観点から、市街地周辺や学校、病院等を含む地域あるいは多数の住民が散策等に利用している区域等について設定することとしています。

表4 - 6 - 1 鳥獣保護区等の状況（平成14年3月末現在）（県土面積773,366ha）

区 分	箇 所 数	面積（ha）	県土面積比（％）
鳥 獣 保 護 区 （うち特別保護地区）	109 （ 9）	66,629 (2,599)	8.6 (0.3)
休 猟 区	80	93,596	12.1
銃 猟 禁 止 区 域	48	15,262	2.0
計	237	175,487	22.7

#### 4 御池野鳥の森

野鳥の森は、野鳥に快適な環境を与え、その保護繁殖を図るとともに、野鳥の生態を観察できるようにすることによって、県民が豊かな情操を養い、野鳥に対する理解と認識を深めることを目的として設定されるものです。御池野鳥の森は、霧島屋久国立公園の高千穂峰山麓にある御池火口湖（周囲4km、水深103m）とその周辺のカシ・タブ等の天然照葉樹林を含む115ha（林地102.26ha、池12.74ha）の区域で、昭和48年6月、全国で初めての国指定の野鳥の森として開設されました。自然林の残る本地域は、野鳥にとって優れた生息環境となっており、全国でも珍しいヤイロチョウをはじめ、オオルリやサンコウチョウ、1万羽を越すカモの群など、これまでに136種の野鳥が観察されています。

なお、御池野鳥の森には、野鳥の好む実のなる木の植栽のほか、巣箱、観察小屋、観察路、給水給餌施設、案内板など、野鳥の保護、増殖及び観察のための施設が設けられており、さらに昭和60年3月には、国設霧島鳥獣保護区の管理の拠点として管理棟が設置されました。また、附近にはキャンプ場もあり、年間を通じて多くの利用者が訪れています。

### 第3節 鳥獣の保護増殖等

野生鳥獣の保護増殖については、第8次鳥獣保護事業計画に基づき施策を進めているところですが、近年、自然保護に対する意識の向上とともに、野生鳥獣の保護に対する県民の認識も一段と高まっており、これに即応した鳥獣保護施策の推進に努めています。

#### 1 コシジロヤマドリの保護増殖

コシジロヤマドリは、昭和39年に県鳥に指定されています。ヤマドリの亜種で、宮崎、熊本両県の南部及び鹿児島県に生息する希少種であり、県では、平成12年度からコシジロヤマドリ保護増殖事業を実施しています。

#### 2 野鳥の好む実のなる木の配布

野鳥の保護に関する県民の意識高揚とその普及啓発を図るため、県の「みどりの日」において、野鳥の好む実のなる木500本を街頭配布しました。

#### 3 キジの放鳥

野生鳥獣の生息環境の悪化等に伴い、一部の特定鳥獣を除き野生鳥獣の減少傾向がみられるため、鳥獣保護区及び休猟区において人工増殖によるキジ（90日及び120日雛）の放鳥を実施し、保護増殖に努めています。

表4-6-2 キジの放鳥状況

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
放鳥数(羽)	4,500	4,500	4,500	4,500	4,200	4,500	4,300	4,300	4,300	4,300

#### 4 保護鳥類の捕獲飼養取締り

野生鳥類の保護・繁殖を図るため、違法捕獲・飼養の一斉取締り等を実施しています。

#### 第4節 鳥獣の保護管理

##### 1 有害鳥獣の適正駆除

野生鳥獣は、その習性上、農林水産物に被害を与えることもあるので、農林水産物等に被害を与える有害鳥獣を駆除し、被害の防止に努めています。

有害鳥獣駆除の実施については、西臼杵支庁及び各農林振興局単位に地区有害鳥獣駆除対策協議会を設け、適正な運用を図っています。

また、平成8年度からイノシシ、シカ、サル、タヌキ、カラス、ドバト等の鳥獣については、市町村長が有害鳥獣駆除の許可を行うという迅速かつ効果的な駆除体制の整備を行いました。

なお、近年のシカによる農林業被害の増加に伴い、県においては、特定鳥獣保護管理計画を策定し、県内の一部の地域でメスジカの狩猟を解禁し、適切な個体数調整を進めています。

##### 2 農林産物の被害防止

イノシシ、シカ、サルによる農林産物の被害防止を図るため、電気防護柵及び音響式防除機の設置補助事業を実施しています。

表4-6-3 電気防護柵及び音響式防除機設置補助数

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
設置数(基)	159	232	330	489	522	507	544	580	580	922

注：音響式防除機は平成13年度より補助対象

表4-6-4 有害鳥獣駆除の許可及び捕獲状況

〔 単位：許可数……件  
捕獲数……羽、頭 〕

年 度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
許 可 数	鳥 類	414	392	356	613	485	379	386	338	330	437
	獣 類	990	935	1,001	908	1,588	1,225	1,472	1,593	1,655	1,720
	計	1,404	1,327	1,357	1,521	2,073	1,604	1,858	1,931	1,985	2,157
鳥 類	ゴイサギ	184	80	-	60	132	46	7	26	44	308
	カモ類	128	145	42	118	100	92	130	136	69	135
	キジバト	10	-	5	-	-	10	32	-	5	-
	カラス類	4,542	5,287	6,780	5,188	6,145	5,140	4,341	4,409	4,170	4,083
	スズメ類	1,390	5,275	2,468	2,538	1,778	2,796	2,473	3,677	1,103	921
	ヒヨドリ	1,921	386	2,134	1	1,654	26	2,350	40	260	77
	ドバト	2,918	1,842	2,459	1,814	1,636	1,983	1,863	1,750	1,083	1,393
	その他	45	40	3	14	-	-	-	117	11	129
	計	11,138	13,055	13,891	9,733	11,445	10,093	11,196	10,155	6,745	7,046
獣 類	イノシシ	459	430	445	284	540	400	674	824	854	966
	シカ	249	170	277	368	603	648	553	790	883	990
	ノウサギ	624	343	518	489	392	397	328	402	365	445
	サル	66	70	258	167	343	259	291	341	468	422
	その他	-	14	2	3	16	22	40	32	12	22
	計	1,398	1,027	1,500	1,311	1,894	1,726	1,886	2,389	2,582	2,845

## 第5節 狩猟の現況等

狩猟は、昔から食糧、衣服等とするために行われ、人間生活の重要な部分を占めていました。その後、農耕生活が進むにつれ狩猟に遊びの要素が加わり、今日においては一種のスポーツと化してきています。また、野生鳥獣は、都市化の進展等による生息環境の悪化や銃器性能の向上等に伴い、一部を除きその数は減少してきています。

このような状況に対応するため、昭和38年に「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」として改正し、狩猟免許制度の大幅な改革が行われました。また、昭和53年6月、同法の一部改正により、狩猟者の資質向上、事故防止そして狩猟道德の向上を目指した狩猟免許試験制度、狩猟者の登録制度及び銃猟制限区域の設定等の新制度が施行され、さらに平成2年12月の法改正により、狩猟違反に対する罰則の強化等が実施されました。

また、狩猟鳥獣については、その生息状況等に基づき、必要に応じ、環境省において新たに狩猟鳥獣に指定したり、あるいは非狩猟鳥獣とするなどきめ細やかな対応を行っています。

近年では、平成6年度にヒヨドリ・ムクドリを新たに狩猟鳥獣に加え、ムササビを非狩猟鳥獣とする改正を行いました。

なお、狩猟者登録状況及び狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲数は、表4-6-5、表4-6-6のとおりです。

表4-6-5 狩猟者登録状況

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
甲種(網・ワナ)	667	675	701	677	687	769	1,095	905	989	1,049
乙種(銃器)	7,093	6,827	6,753	6,549	6,297	6,146	5,592	5,567	5,397	5,120
丙種(空気銃)	391	372	452	464	454	490	463	448	573	554
計	8,151	7,874	7,906	7,690	7,438	7,405	7,150	6,920	6,959	6,723

表4-6-6 狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲数

年 度		4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
鳥 類 (羽)	ゴイサギ	120	133	153	68	92	56	72	57	44	80
	キジ	3,728	2,366	2,498	1,846	2,128	1,637	1,718	1,467	1,177	1,149
	ヤマドリ	611	483	618	291	541	368	313	400	131	258
	ウズラ	1,884	647	608	513	266	328	278	656	269	175
	コジュケイ	4,859	2,943	2,854	1,228	2,238	1,644	1,453	1,178	628	857
	カモ類	16,350	9,409	11,341	10,385	10,481	8,885	8,839	6,943	6,657	5,741
	バン	246	169	80	83	138	142	92	108	39	84
	タシギ	742	487	497	213	349	228	296	160	259	146
	ヤマシギ	1,300	538	880	134	644	378	647	312	400	371
	キジバト	36,975	23,800	34,538	14,854	24,944	22,305	21,742	20,987	17,116	17,161
	カラス類	2,641	1,693	1,789	1,735	2,152	2,038	1,785	1,965	1,570	1,618
	スズメ類	14,965	7,845	6,767	3,827	9,465	3,525	5,562	6,365	4,032	5,396
	ヒヨドリ	-	-	16,784	6,979	56,346	29,126	58,739	15,111	29,080	20,457
	ムクドリ	-	-	30	34	613	600	495	509	561	890
	計	84,421	50,513	79,437	42,190	110,764	71,260	102,031	56,218	61,963	54,383
獣 類 (頭)	イノシシ	5,966	6,719	5,078	4,529	6,140	6,614	6,641	9,133	4,985	9,171
	オスジカ	4,021	3,781	4,600	3,795	3,572	3,488	3,911	3,986	3,304	4,062
	メスジカ	-	-	-	-	882	1,042	1,328	1,274	727	1,413
	キツネ	42	56	45	10	28	37	31	29	33	31
	タヌキ	4,604	3,026	3,103	1,745	2,125	2,050	1,999	1,327	900	1,188
	アナグマ	151	107	170	12	126	88	137	64	57	79
	テン	156	100	123	30	152	62	85	56	43	57
	ムササビ	43	42	-	-	-	-	-	-	-	-
	オスイタチ	101	100	69	8	44	23	38	32	45	56
	ノウサギ	18,082	13,979	13,344	15,623	9,752	9,989	8,657	7,393	5,958	5,037
	ノネコ	32	38	50	2	47	34	49	18	29	26
	ノイヌ	10	13	18	-	17	3	1	-	-	3
計	33,208	27,961	26,600	25,754	22,418	23,430	22,877	23,312	16,081	21,123	

## 第7章 自然環境の健全利用

### 第1節 温泉

#### 1 温泉の現況

本県の温泉資源は、隣接する大分、鹿児島、熊本各県に比べて少ない状況にあります。

温泉地の分布は、えびの・小林地区に比較的多く、宮崎、都城、日南などの県中南部に点在しており、県北部はほとんどありませんでしたが、近年の市町村の温泉開発により、その分布は全県的に広がってきました。

平成14年3月末現在、本県の源泉総数は185、総湧出量20,707 /分で、泉質は単純泉、重曹泉、含食塩重曹泉などHCO<sub>3</sub>系のものが多く、また、温度別源泉数は25 未満のものが37、25 以上42 未満のものが51、42 以上のものが80、不明17となっています。

#### 2 温泉の土地掘削等の申請・許可

13年度は温泉湧出を目的とした土地掘削申請が6件、増掘申請はなく、動力装置申請が4件ありました。

温泉は、保健休養及び観光に寄与していますが、大切な天然資源であり、無限なものではないので、乱掘や過剰採取の防止など温泉の保護に努めるとともに、有効かつ効率的な利用を図ることが重要です。

表4-7-1 土地掘削等の申請・許可件数

(単位：件)

年度 申請内容	9			10			11			12			13		
	申請	許可	不許可 (保留)	申請	許可	不許可 (保留)	申請	許可	不許可 (保留)	申請	許可	不許可 (保留)	申請	許可	不許可 (保留)
土地掘さく	11	19	0	8	7	0(1)	3	4	0	3	3	0	6	6	0
増掘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動力装置	9	15	1	15	14	0(1)	4	5	0	2	2	0	4	4	0
浴用	74	74	0	61	61	0	108	108	0	64	64	0	59	59	0
飲用	39	39	0	21	21	0	11	11	0	0	0	0	1	1	0

注) 土地掘削等の保留案件は、年度末申請等によるもので、翌年度許可です。

#### 3 温泉の利用状況

平成14年3月末現在の本県の源泉総数185のうち、利用が163、未利用が22となっています。

また、これらのうち、市町村分が35あり、利用が31、未利用が4となっています。

なお、市町村別の利用状況は、表4-7-2(資料編P339参照)のとおりです。



## 第2節 県民の森等

### 1 明治百年記念の森（行藤山県民の森）

行藤山<sup>むかばき</sup>県民の森は、昭和46年に明治百年を記念して設置されたもので、自然環境に恵まれ、野生鳥獣の生息の場として知られており、県民の保健休養、自然保護思想の向上、青少年の情操教育の場として利用されています。

この森は、延岡駅から西北西へ車で14km、更に徒歩2km、海拔600m～720mの所にあり、その面積74haの県有林で祖母傾国定公園に隣接した県立自然公園地域内にあります。全体が天然林でおおわれ、峰筋には樹齢60～70年のアカマツ、モミ、ツガ等の針葉樹が点在し、その他カシ、ツバキ、モミジ、コナラ等の広葉樹が混生しています。

登山口の行藤神社付近には、大杉の点在するうっそうとした天然林がみられ、登山道の途中には行藤の滝や雄岳、雌岳の岩壁などの名勝地があり、九州自然歩道が整備されています。また、林内には、幅3m、長さ1kmの溪流もあり、その清流に映える四季折々の自然の姿は休養林としてふさわしいものです。

58年6月には登山口にむかばき少年自然の家が開設され、それらの利用者の便を図るため、山中には休憩舎2棟、遊歩道、案内板等を整備しています。

平成13年度の年間利用者は約27,000人、巡視員1名を配置し、東臼杵農林振興局で管理しています。

### 2 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森

昭和48年4月に開催された第24回全国植樹祭を記念し、その跡地に建設された「宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森」は、県民の森林レクリエーション・保健休養並びに森林とのふれあい及び林業への理解を深める場として、また、多くの県民のいこいの場として利用されています。

近年の森林への多様な要請に応えるため、従来の県民ふれあいの森を拡充し、四季折々の自然の中で健康的なアウトドアライフが満喫できる森林レクリエーションの場としてオートキャンプ場の整備を行い、平成10年7月10日に開園しました。

この県民ふれあいの森は、小林駅から南南西へ12km、面積310ha、海拔560m～700m、霧島屋久国立公園の区域内にあり、霧島連山をバックに、眼下には西諸県盆地が開け、はるかに九州山脈を一望することができます。

県民ふれあいの森は、次のように整備されています。

研修の森施設地区（約19ha）

森林体育館、集合訓練広場、テニスコート等の施設があります。

記念の森地区（約17ha）

「生産の森、郷土の森、野鳥の森」のほか、森林学修展示館、御製の碑等があります。

学習林地区（11ha）

自然観察道、ヤングフォレスト（ポイント数35、丸太コンビネーション）等があります。

オートキャンプ場（4ha）

センターハウス、キャビン10棟、トレーラーハウス4台、テントサイト103区画等があります。

その他（259ha）

なお、管理運営は宮崎県林業協会に委託しています。

平成13年度の利用者は79,487人、オートキャンプ場宿泊者は10,589人でした。

### 3 宮崎自然休養林

自然休養林とは、森林を主体として景観が優れている地域で、現に自然休養の場として利用され、あるいは将来利用されることが想定される地域で国が設定するもので、本県では宮崎自然休養林が加江田川上流に設置されています。

区域面積は1,448 haで、大部分が国有林であり、双石山山系と徳蘇山山系に囲まれた加江田川上流の渓谷からなり、奇岩怪石と溪流が周囲の森林と調和して美しい景観を作り出しています。

林相は、シイ、カシ等の暖帯広葉樹林を主体に、樹齢百年を超える松が点在する天然林です。

昭和41年に「わにつか県立自然公園」に指定されてから、利用者は年々増加し、ハイキング、ピクニック、夏季にはキャンプ場として、青少年層から家族連れまで年間約30万人の利用者があります。

## 第3節 自然休養村等

### 1 自然休養村・緑の村・自然活用村・緑の農村空間等都市農村交流施設の整備

近年、週休2日制の普及に伴って、余暇についての考え方が変化し、都市の生活環境からのがれで、農山漁村の豊かな自然空間の中で余暇を楽しもうとする人々が多くなっています。

自然休養村等の都市農村交流施設は、このような都市住民の要望に応えて、農山漁村の人々との交流の拡大、就業機会の確保及び地域で生産される農林水産物の販路拡大を目的として実施されているものであり、自然景観と環境に優れた地域を選び、訪れた人々が楽しく快適に過ごせるよう、地域の特色を活かした施設を整備しています。

### 2 自然休養村等整備状況

本県では、「自然休養村整備事業」、「緑の村整備事業」、「新農業構造改善事業（自然活用型）」及び「農業農村活性化農業構造改善事業（緑の農村空間型）」、「地域農業基盤確立農業構造改善事業（農村資源活用型）」の実施によって北浦町三川内地区ほか11地区で各種の施設が整備されました。

表4-7-3 自然休養村・緑の村・自然活用村・緑の農村空間等の整備状況

市町村	地区	事業実施期間	整備内容
北浦町	三川内	昭和50～54	野営場、修景施設、管理センター
宮崎市	青島	昭和51～54	遊歩道、修景施設、管理センター
高千穂町	高千穂	昭和52～55	管理センター
綾町	綾	昭和53～56	野営場、修景施設、くり園、管理センター、施設連絡路
都城市	関之尾	昭和54～56	野営場、緑地広場、修景施設、探勝路、直売所、管理センター、レクリエーション農園、バーベキュー施設、プール
国富町	法華岳	昭和55～58	野営場、緑地広場、修景施設、探勝路、山菜採取園、休養施設、草スキー場、灰焼窯
須木村	下山	昭和60～平成元	農林漁業体験実習館、薬草園、山小屋、直売所
北方町	速日峰	平成5～7	農林漁業体験実習館、バンガロー
南郷村	南郷	平成6～	食の健康拠点施設、ふれあい広場
串間市	本城	平成7～10	食の健康拠点施設、農畜産物処理加工施設、滞在型農園
日南市	日南	平成7～10	総合交流ターミナル施設
山田町	山田	平成10～11	総合交流ターミナル施設

## 第4節 自然歩道等

### 1 九州自然歩道

九州自然歩道は、自然の中で国民の健全なレクリエーション活動を推進するため、九州7県にある国立公園3か所、国定公園4か所及び県立自然公園29か所の山岳、高原、渓谷、海岸あるいは文化財等を有機的に結び、四季を通じて探勝できるよう、昭和50年度から6か年計画に基づいて整備され、現在では総延長2,587kmとなっています。

本県のコースは、祖母傾国定公園国観峠で大分県から引き継ぎ、2市12町3村を經由して霧島屋久国立公園高千穂峰から鹿児島県に引き継ぐ約350kmの区間です。

表4-7-4 九州自然歩道整備状況

整備年度	区 間	施 設 区 分 (km)				事業費 (千円)	
		新 設	改 良	既 設	計		
50年度	高原町御池～高千穂峰	-	4.6	8.0	12.6	21,400	
整備 状況	51年度	高千穂町国観峠～日之影町七折 北方町上中尾～延岡市行藤	3.0	21.0	52.2	76.2	97,800
	52年度	都農町サカセ～西都市雷野	2.0	21.0	49.3	72.3	77,100
	53年度	国富町朶木～高原町御池	2.4	15.5	55.0	72.9	81,600
	54年度	日之影町七折～北方町上中尾 延岡市行藤～北郷村坂元	0.8	15.3	47.0	63.1	85,800
	55年度	北郷村坂元～東郷町寺迫	3.2	10.9	38.0	52.1	79,800
	計		11.4	88.3	249.5	349.2	443,500

### 2 大規模自転車道

大規模自転車道は、自転車交通の安全確保、公園、景勝地、観光地等を結び自転車による健全なレクリエーション活動の推進等を目的としています。

本県においては、表4-7-5で示すとおり、綾宮崎自転車道と宮崎佐土原西都自転車道の2路線があり、家族連れによるサイクリング、通勤、通学等に利用されています。今後、宮崎市を中心とする広域なサイクル活動が期待されます。

表4-7-5 大規模自転車道の整備状況

路線名(通称)	区 間	施工年度	延 長	主 な 経 過 地
綾宮崎自転車道線	綾町北俣 宮崎市松橋町	昭 49 昭 54	25.6km	綾北川 本庄川 大淀川 大淀川市民緑地
宮崎佐土原西都自転車道線	宮崎市塩路 西都市三宅	昭 56 平 3	22.8km	フェニックスリゾート「シーガイア」 一ツ葉海岸 国民保養センター石崎浜荘 一ツ瀬川 特別史跡西都原古墳群

## 第5節 リゾート構想の推進

### 1 構想の目的

宮崎・日南海岸リゾート構想は、先人たちが進めてきた自然の美、創造の美、人情の美という3つの基本姿勢を堅持しながら、人々の「ふれあいと交流」を通じた創造・発見・再生の舞台の構築とともに、燦然と輝く太陽の下、世界の人々が集う国際的な交流都市、あらゆる世代の人々が憩い、明日への創造力を培う都市、そして海と緑を基調とした魅力的な都市「宮崎太陽海岸都市」の創造を目指すこととしています。

### 2 構想の概要

本構想では、日南海岸を中心とする3市5町の区域（13万3千ha）の中で、6つの特定地域を設け、それぞれに特徴のある整備を行うとともに、周辺地域はもとより、県内全域に波及効果が及ぶような調和のとれたリゾートの形成を図ることとしています。

#### <基本ゾーニング>

国際海浜コンベンションリゾートゾーン（宮崎市、佐土原町）

青島スポーツファミリーリゾートゾーン（宮崎市、清武町）

国際級海洋性リゾートゾーン（日南市、串間市、南郷町）

農林漁業体験型リゾートゾーン（串間市）

保養・歴史リゾートゾーン（日南市・北郷町）

森林活用型リゾートゾーン（田野町）

### 3 進捗状況

本構想は、昭和63年7月に、総合保養地域整備法に基づき国の第1次承認を受け、以来、官民一体となった推進が図られ、構想の中核施設として、平成6年に「シーガイア」が完成したのをはじめ、「北郷フェニックスリゾート」や「南郷プリンスホテル」、平成8年には「青島リゾート」がオープンするなど、リゾート構想に基づく基盤整備が着実に進展し、近年、国際級のリゾート地として、国内はもとより、海外からも多くの観光・リゾート客が訪れています。

### 4 自然環境の保全と調和への配慮

リゾート地域は、優れた自然環境を有することが基本的な条件です。

特に、本地域は、日南海岸国定公園やわにか県立自然公園を含んでおり、その保全には、公園計画等との十分な調整・整合を図るなど、万全を期する必要があります。

このため、重点整備地区の設定に当たっては、特別保護地区、第一種特別地域、海中公園地区など貴重な動植物の生息・生育地等特に保護する必要のある地域を除外することとし、また、重点整備地区の中でも、実際に開発する面積は必要最小限にとどめ、日南海岸国定公園をはじめとする優れた自然環境を保全するよう配慮することとしています。

また、特定施設の整備に当たっては、必要に応じ、施設の整備及び利用に伴う自然環境への影響について調査・検討を行うこと等により、貴重な動植物の生息・生育地等への立地をできるだけ避けるなど、その保全に十分配慮します。さらに、美しい自然と調和するよう、緑の確保やデザイン・形状にも十分配慮することとしています。